

後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項において「取得指定期間」という。) 内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用)に供する見込みであるとき(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。)は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2517 省略

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで(第六十五条の七第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

2517 同上

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで(第六十五条の七第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例)

第六十五条の十一 法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下次条までにおいて同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、当該法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下次項までにおいて同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に当該土地等の譲渡（贈与又は出資によるものその他政令で定める譲渡を除く。以下次項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この条において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二・三 省 略

2510 同 上

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十五条の十三 省 略

2517 同 上

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十五条の十一 法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下次条までにおいて同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、当該法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下次項までにおいて同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に当該土地等の譲渡（贈与又は出資によるものその他政令で定める譲渡を除く。以下次項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して当該造成事業施行者に譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この条において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二・三 同 上

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度前の各事業年度（その事業

年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「交換等前連結事業年度」という。）とする。）において、当該交換又は譲渡に係る第一項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためには、土地等（第六十五条の十第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき既に第六十五条の三第一項（第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定（交換等前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度以後の各事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において当該交換又は譲渡に係る同項の認定計画に係る前項に規定する民間都市開発事業等の用に供するために当該民間都市開発事業等を行う認定事業者（当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等につき当該民間都市開発事業等を行うものに限る。）に対して土地等を譲渡した場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第一項（第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

10 省略

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十五条の十五 法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度前の各事業年度（その事業

年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「交換等前連結事業年度」という。）とする。）において、当該交換又は譲渡に係る第一項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためには、土地等（第六十五条の十第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき既に第六十五条の三第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定（交換等前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度以後の各事業年度（当該交換又は譲渡をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において当該交換又は譲渡に係る同項の認定計画に係る前項に規定する民間都市開発事業等の用に供するために当該民間都市開発事業等を行う認定事業者（当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等につき当該民間都市開発事業等を行うものに限る。）に対して土地等を譲渡した場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

10 同上

当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）は、当該交換により取得した用地（以下この条において、「交換取得資産」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

4 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、

- 当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について適用する。
- 6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）について準用する。
- 8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「交換前連結事業年度」という。）とする。）において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためには、土地等の譲渡につき既に第六十五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定（交換前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項（同号に係る部分に限る。）又は第六十八条の七十五第一項の規定）の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。
- 9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度以後の各事業年度（当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において同項の認可計画（当該交換に係るものに限る。）に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六條の四 省略

6 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人並びに当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人及び外国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

第一項の規

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とす

17
5
20 省略

(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十六條の六 省略

(国外関連者との取引に係る課税の特例
第六十六条の四 同 上

255 同上

6. 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

7
15
同上

更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」とあるのは「前条及び同項」とする。

一一二 同上

(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入

第六十六条の六 同上

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託（同法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るもの）を除く。）の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るもの）を除く。）の総数又は合計額の占める割合

八 省略

二 省略

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとしで政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この

2 同上

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託（同法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るもの）を除く。）の総数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るもの）を除く。）の総数又は合計額の占める割合

八 同上

二 同上

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外國法人の株式の数又は出資の金額及び他の外國法人を通じて間接に有するものとしで政令で定める当該外國法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この

の号において同じ。）、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）を含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のそ
の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外
国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外
国子会社等に係る第六十八条の三の九第一項各号に掲げる連結法人その他これら
の者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合とし
て政令で定める場合

4・5 省略

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）

第六十六条の十 青色申告書を提出する法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げのものが、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める資産で政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された事業年度において試験研究用資産を取

の号において同じ。）、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

3 同上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）、当該特定外
国子会社等に係る第六十八条の三の九第一項各号に掲げる連結法人その他これら
の者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合とし
て政令で定める場合

4・5 同上

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）

第六十六条の十 同上

得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 同条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認に係る同条第一項に規定する経営革新計画において定められている同法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

一 同 上

二 中小企業経営革新支援法第二条第二項に規定する組合等若しくは沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法第十条第一項に規定する特定組合等 同法第四条第三項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の承認に係る中小企業経営革新支援法第四条第一項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する経営革新計画において定められている中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第十条第三項の承認に係る同条第一項に規定する経営基盤強化計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

三 同 上

2 4 同 上

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第一条第二項に規定する共済契約に係る掛け金

三 同 上

2 同 上

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 同 上

二 中小企業総合事業団が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第一条第一項に規定する共済契約に係る掛け金

三 同 上

(欠損金の繰越期間の特例)

第六十六条の十二 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等（同法第十七条第二項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人については、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）に該当するものをいう。以下この項において同じ。）を行った場合（産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあっては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合）において、当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度（以下この項において「廃棄事業年度」という。）の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「設備廃棄等による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項及び同条第九項の規定を適用する。ただし、当該廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十条第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

前項の規定の適用がある場合における設備廃棄等による欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正（法人税法第二条第四十三号に規定する更正をい。以下この項において同じ。）は、国税通則法第七十条第二項の規定及び第六十六条の四第十六条の規定にかかわらず、その更正に係る法人税の同法第二条

第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）から七年を経過する日まで、することができる。」の場合において、同法第七十条第五項及び第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十二第二項（欠損金の繰越期間の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の十二第二項（欠損金の繰越期間の特例）」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」とする。

3 第一項の規定は、法人の設備廃棄等による欠損金額が生じた事業年度について当該設備廃棄等による欠損金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する財務省令で定める書類を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

4 法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第六項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十二第四項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第五項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第二項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第二項から第四項まで及び第十項の規定を適用する。

5 法人税法第五十七条第五項に規定する適格合併等が行われた場合において当該適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人

の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の法人（以下この項において「設備廃棄等法人」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該設備廃棄等法人との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該設備廃棄等法人を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該設備廃棄等法人」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「当該内国法人」とあるのは「、当該設備廃棄等法人」と、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該設備廃棄等法人」と、「この項」とあるのは「、この項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「当該内国法人」とあるのは「当該設備廃棄等法人」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

6 第二項及び第三項に定めるものほか、設備廃棄等による欠損金額の生じた事業年度後の各事業年度の所得の金額の計算、第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第二項の合併法人等が第四項に規定する適格合併等により設立された法人である場合における設備廃棄等による欠損金額の処理その他第一項又は前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人が輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日に同法第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に該当する場合において、当該事業年度の欠損金額（設立の日として政令で定める日以後五年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じたもので政令で定めるものに限る。以下この項において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として同項及び同条第九項の規定を適用し、同法第八十条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第一条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人のうち同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者及び大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）に該当する場合において、当該認定の日を含む事業年度（その日が当該法人の設立の日として政令で定める日（以下「この項において「設立の日」という。）前である場合には、当該設立の日を含む事業年度）から当該設立の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画を実施している事業年度に限る。）において、欠損金額で政令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける欠損金額を除く。以下この項において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、法人税法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として同項及び同条第九項の規定を適用し、同法第八十条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 前項に規定する指定期間とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの期間とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する特別欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正（法人税法第二条第十三条号に規定する更正をいう。以下この項において同じ。）は、国税通則法第七十条第二項の規定及び第六十六条の四第十六項の規定にかかわらず、その更正に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）から七年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十条第五項及び第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十三第四項（欠損金の繰越期間の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の十三第四項（欠損金の繰越期間の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

5 第一項又は第二項の規定は、法人のこれらの規定に規定する特例欠損金額が生じた事業年度について当該特例欠損金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する財務省令で定める書類を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連續して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、「同条第二項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「この項又は第六項」とあるのは「この項（租税特別措置法第六十六条の十三第六項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「前項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とあるのは「における同法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される前項」と同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、「同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」と、「同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第四項まで及び第十項の規定を適用する。

7 法人税法第五十七条第五項に規定する適格合併等が行われた場合において当該適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第五項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する法人（以下この項において「特定対内投資事業者等」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該特定対内投資事業者等との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該特定対内投資事業者等を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該特定対内投資事業者等」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「第二項又は次項」とあるのは「第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「により当該内国法人」とあるのは「により当該特定対内投資事業者等」と、「この項」とあるのは「この項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、「同項第一号中「当

該内国法人」とあるのは、「当該特定対内投資事業者等」と、「前五年内事業年度」とあるのは、「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは、「七年以内」とある。

「第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

第五項に定めるもののほか、第六項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第二項の合併法人等が第六項に規定する適格合併等により設立された法人である場合における第一項又は第二項に規定する欠損金額の処理その他第一項、第二項又は前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十二 法人税法第八十条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に終了する各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

一 省略

二 中小企業経営革新支援法第五条第二項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する承認経営革新計画に従つて中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）又は沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）で中小企業経営革新支援法第九条第二項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する確認を受けたものの中企業経営革新支援法の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度

前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。）、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十四 法人税法第八十条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に終了する各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、この限りでない。

一 同上

二 中小企業経営革新支援法第五条第二項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する承認経営革新計画に従つて中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）又は沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定中小企業者（中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）で中小企業経営革新支援法第九条第二項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する確認を受けたものの中企業経営革新支援法の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に終了する各事業年度

に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を受けた法人（当該法人に関するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等（同法第七条第二項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）に該当するもの）をいう。以下この項において同じ。）を行った場合（産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行った場合）における当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

3 第一項に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条の規定の適用については、同条第一項中「欠損金額が」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する設備廃棄等欠損金額（以下この条において「設備廃棄等欠損金額」という。）が」と、「当該欠損金額」とあるのは「当該設備廃棄等欠損金額」と、「の欠損金額」とあるのは「の設備廃棄等欠損金額」と、同条第二項中「欠損金額」とあるのは「設備廃棄等欠損金額」と読み替えるものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 省 略

2 前項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法第一百十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等（政令で定めるものを除く。）をいう。

356 省 略

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 同 上

2 前項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法第一百十一条第一項に規定する肉用牛等（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含み、牛の胎児を除く。）をいう。

356 同 上

第六十七条の五 削除

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の五 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託

(次項において「特定株式投資信託」という。)の収益の分配に係る法人税法第

二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条规定第一号

中「又は剩余金の分配」とあるのは、「剩余金の分配」と、「の額」とあるのは

「又は租税特別措置法第三条の二(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る

支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(同法第九条规定第一号(配当

控除の特例)に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益

の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託(租

税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」と、同法第九

十三条第二項第一号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」(租税特別措

置法第六十七条の五第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の

益金不算入等の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号

において同じ。)」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条规定第三項」とする。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国法人に係る法人税法第一百四十二条

の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法

第六十七条の五第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金

不算入等の特例)の規定」とする。

(金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の六 青色申告書を提出する法人で金融機能の早期健全化のための緊急

措置に関する法律(平成十年法律第二百四十三号)第二条第一項第五号に規定する

銀行持株会社等が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に

開始する各事業年度終了の日において同法第四条第三項に規定する承認に係る同

条第二項に規定する発行金融機関等で政令で定めるものの発行済株式の全部を有

している場合その他該発行金融機関等と政令で定める関係を有する場合において

当該各事業年度において支払う特別利子(当該発行金融機関等の財務内容の

健全性のために発行し、又は借り入れた同法第二条第五項に規定する劣後特約付

社債又は同条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借に係る利子として政令で

定める利子(同条第七項に規定する協定銀行が同法第五条规定第四項に規定する取得

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託

(次項において「特定株式投資信託」という。)の収益の分配に係る法人税法第

二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条规定第一号

中「又は剩余金の分配」とあるのは、「剩余金の分配」と、「の額」とあるのは

「又は租税特別措置法第三条の二(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る

支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(同法第九条规定第一号(配当

控除の特例)に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益

の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託(租

税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」と、同法第九

十三条第二項第一号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」(租税特別措

置法第六十七条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この

号において同じ。)」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条规定第三項」と

する。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国法人に係る法人税法第一百四十二条

の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法

第六十七条の六第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金

不算入等の特例)の規定」とする。

(銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で金融機能の早期健全化のための緊急

措置に関する法律(平成十年法律第二百四十三号)第二条第一項第五号に規定する

銀行持株会社等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に

開始する各事業年度終了の日において同法第四条第三項に規定する承認に係る同

条第二項に規定する発行金融機関等で政令で定めるものの発行済株式の全部を有

している場合において、当該各事業年度において支払う特別利子(当該発行金融

機関等の財務内容の健全性のために発行し、又は借り入れた同法第二条第五項に

規定する劣後特約付社債又は同条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借に係

る利子として政令で定める利子(同条第七項に規定する協定銀行が同法第五条规定第四項に規定する取得株式等である株式につきその処分をするまでの間に支払われ

株式等である株式につきその処分をするまでの間に支払われたものに限る。) をいう。) があるときは、法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の六第一項(金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

254 省略

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間に開始する各事業年度の特別利子(保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約(同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第八十七条第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。)により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。)に係る法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項(金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別国際金融取引勘定において經理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十三 法人税法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外國貿易法第二十一条第三項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものが、平成十年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、同項に規定する金融機関に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(次項において「特別国際金融取引勘定」という。)において經理されたものにつき、支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 省略

(投資法人に係る課税の特例)

たものに限る。)をいう。)があるときは、法人税法第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項(銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

254 同上

(特別国際金融取引勘定において經理された預金等の利子の非課税)

第六十七条の十三 法人税法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外國貿易法第二十一条第三項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものが、平成十年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、同項に規定する金融機関に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(次項において「特別国際金融取引勘定」という。)において經理されたものにつき、支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 同上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第三十六条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げるすべての要件

イ ムホ 省 略

ヘ 他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の五十以上に相当する数の株式（出資を含む。）を有していないこと。

ト 省 略

2・3 省 略

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条の九第 一項		省 略	省 略
第六十一条の四第 一項		省 略	省 略
第六十二条の三第 三項		省 略	省 略

第六十七条の十五 同 上

一 同 上
二 同 上

イ ムホ 同 上

ヘ 同 上

4 投資法人に対する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

558 省 略

9 その有する資産を主として政令で定める不動産（以下この項及び第十一項において「不動産」という。）に対する投資として運用することを目的として設立さ

558 同 上

れた投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第一二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当（以下この項において「受取配当」という。）があるときは、同号ホに規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11 不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。）が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合（当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日（当